

裁判は一人でも闘うことができる

民主主義社会の安全弁のようなもの 河合 弘之



**原発は憲法違反！**

**国を相手に ひとりの市民の闘い**

## **「原発の運転認可 取り消し請求」訴訟**

次回審理

とき／10月25日（木）11時30分

ところ／福井地裁 第2号法廷

原告：松田 正（本人訴訟）

被告：法務大臣 上川 陽子

処分行政庁 原子力委員会

裁判長：武宮英子（大阪高裁から着任）

原告「原発は完全ではないから、防災の備えが必要」と閣議決定されています。このように危険なものを、国民に押しつけるのは、憲法違反です」

意見書（抄）「人、動物（地球環境を大切に）の立場に立てば、科学者でさえコントロールできない、核を使ってはいけないことは、自明の理なのです。

避難計画、安定ヨウ素を配布しなくてもよくなるまでの、安全性が認められるまでは、原発を停止。再稼働を認めないで下さい」



原発(即)停止 仮処分裁判支持者の会

☎0740-22-4176 E-mail: [kaiyosha@mbf.nifty.com](mailto:kaiyosha@mbf.nifty.com)